

「中津川市子ども・子育て会議」の概要

R5.6.28：子ども・子育て会議

設置の根拠

- ・中津川市条例第 19 号「中津川市子ども・子育て会議条例」（平成 25 年 6 月 27 日公布）

※「子ども・子育て支援法」の第 72 条に「条例で定めるところにより（中略）審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」⇒市の条例を制定

会議の役割

中津川市子ども・子育て会議は、「中津川市子ども・子育て支援事業計画」に、子育てに関する市民ニーズを反映させることや、子ども・子育て支援施策が中津川市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど重要な役割を担っています。



<具体的には>

- ・教育・保育施設等の利用定員を定める際や、「中津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更することについて意見を述べます。
- ・中津川市における、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議します。
- ・計画策定後も、継続的に支援事業計画の点検・評価・見直しを行います。

◇メンバー構成

- ・中津川市子ども・子育て会議は、中津川市の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえ、幼児教育、保育、子育て支援の関係者、子育て当事者などを含めた、子ども・子育てにかかわる幅広い分野から参画していただいております。

◇委員の定数及び任期

- ・定数は 20 人以内
- ・任期は 2 年間（委嘱の日～令和 7 年 5 月 31 日）
※任期内で交代された場合の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

◇会議

- ・会議は、通常年 3 回程度を予定しています。

中津川市子ども・子育て支援事業計画について

1) 「子ども・子育て支援事業計画」について

①子ども・子育て支援法 第61条（抜粋）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

②中津川市子ども・子育て支援事業計画の経過

平成 17 年度～「次世代育成支援対策行動計画」（次世代育成支援対策法）



平成 24 年 8 月 「子ども・子育て」関連 3 法が成立

平成 25 年 6 月 中津川市「子ども・子育て会議」を設置（子ども・子育て支援法）

平成 27 年 4 月 「子ども・子育て支援新制度」がスタート



平成 27 年度～令和元年度 第 1 期子ども・子育て支援事業計画（中間見直し無）

令和 2 年度～令和 6 年度 第 2 期子ども・子育て支援事業計画

2) 第 3 期計画策定のスケジュールについて

◆令和 5 年度：ニーズ調査の実施 令和 6 年度：計画策定 令和 7 年 4 月から新計画実施

